破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第８９７号

札幌市中央区南６条西８丁目８番地23　ドミローレル第11―501号

破産者　守屋　雅夫

1　決定年月日　平成23年10月17日

2　主文　本件破産手続を終結する。

3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4　主文　破産者について免責を許可する。

札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３７号

岩手県釜石市只越町２－１－５　サンハイムかりや３階201号室、開始決定時の住所岩手県釜石市浜町３丁目21番６号

破産者　三上　哲央

1　決定年月日　平成23年10月17日

2　主文　本件破産手続を終結する。

3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4　主文　破産者について免責を許可する。

盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２３年（フ）第３８８号

埼玉県上尾市富士見２丁目16番30号　富士ニューハイツ105

破産者　田島　平八

1　決定年月日　平成23年10月17日

2　主文　本件破産手続を終結する。

3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4　主文　破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２２号

新潟県長岡市寺島町700番地、前住所新潟県長岡市上沼新田548番地

破産者　遠藤　将幸

1　決定年月日　平成23年10月17日

2　主文　本件破産手続を終結する。

3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4　主文　破産者について免責を許可する。

新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第８３号

新潟県長岡市西神田町１丁目６番地16

破産者　阿部　良平

1　決定年月日　平成23年10月17日

2　主文　本件破産手続を終結する。

3　理由の要旨　破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4　主文　破産者について免責を許可する。

新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第２３号

新潟県南魚沼市余川1225番地89、前住所新潟県南魚沼市余川1225番地20

破産者　常山　高宏

1　決定年月日　平成23年10月17日

2　主文　本件破産手続を終結する。

3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4　主文　破産者について免責を許可する。

新潟地方裁判所高田支部

平成２３年（フ）第３０号

新潟県上越市西本町４丁目16番11号、前住所新潟県上越市大字塩屋新田55番地35

破産者　小嶋五十四

1　決定年月日　平成23年10月17日

2　主文　本件破産手続を終結する。

3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4　主文　破産者について免責を許可する。

新潟地方裁判所高田支部

平成２２年（フ）第５５号

神奈川県相模原市南区上鶴間１丁目12番８号、旧住所東京都目黒区三田２丁目10番40号　小田急目黒三田マンション304

破産者　伊坂　　**隆**

1　決定年月日　平成23年10月17日

2　主文　本件破産手続を終結する。

3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4　主文　破産者について免責を許可する。

静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２８８号

滋賀県彦根市小泉町639番地11

破産者　髙山　信子

1　決定年月日　平成23年10月17日

2　主文　本件破産手続を終結する。

3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4　主文　破産者について免責を許可する。

大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第６９２０号

山口県下関市長府町川端１丁目３－２、開始決定時の住所大阪府枚方市東山２丁目３番地211

破産者　讃岐うどん讃蔵こと　安藤　祥二

1　決定年月日　平成23年10月17日

2　主文　本件破産手続を終結する。

3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4　主文　破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７５３０号

大阪市港区市岡１丁目19番７号、前住所大阪市港区夕凪１丁目８番25号

破産者　林　　正夫

1　決定年月日　平成23年10月17日

2　主文　本件破産手続を終結する。

3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4　主文　破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７７９６号

大阪府八尾市南小阪合町５－９―18―203号、開始決定時の住所大阪府八尾市恩智北町４丁目476番地の４

破産者　沖元　敏紀

1　決定年月日　平成23年10月17日

2　主文　本件破産手続を終結する。

3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4　主文　破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９１３７号

大阪府豊中市上野東１丁目１番91―502号

破産者　山野　有史

1　決定年月日　平成23年10月17日

2　主文　本件破産手続を終結する。

3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4　主文　破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６９５号

大阪府八尾市南本町９丁目13―18、開始決定時の住所大阪府吹田市元町18番７号

破産者　出口　元巳

1　決定年月日　平成23年10月17日

2　主文　本件破産手続を終結する。

3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4　主文　破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所第６民事部